

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
高齢者に対する支援と介護保険制度 I Support for the Aged and Support System for Care Insurance I		1年	前期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
2単位	講義	選択	(社会福祉士国家試験受験資格取得 必修 社会福祉主事任用資格に係る科目)	特になし
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
社会福祉士受験資格指定科目				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
社会福祉士受験資格指定科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー		電話番号・メールアドレス
中島 佳子	栄養棟3階	授業時に説明します。		授業中に指示します
授業の概要				
<p>「高齢者に対する支援と介護保険制度 I」では、高齢者の身体的・精神的変化を学習し、高齢者を一人の人間として理解する。</p> <p>また、我が国の高齢者福祉制度の発展を理解し、法規の成り立ち、特に介護保険制度の仕組みとサービスの提供方法について学ぶ。</p>				
授業の目標				
<p>①高齢者の社会的定義を説明できるようにする。</p> <p>②高齢期の身体的・精神的変化及び特徴を述べるができるようにする。</p> <p>③高齢者保健福祉の発展過程について述べるができるようにする。</p> <p>④高齢者支援の関係法規を列挙し、その特徴について述べるができるようにする。</p> <p>⑤介護保険制度の目的と手続きを説明し、サービスの種類を列挙できるようにする。</p> <p>⑥高齢者を支援する機関・専門職の役割を述べるができるようにする。</p>				
授業の方法				
視聴覚教材と配布資料を使った講義形式で行う。学生の理解を深めるため演習を取り入れることもある。				
学習の成果（学習成果）				
高齢者の特性を理解し、高齢者を取りまく社会情勢の変化、現在の福祉・介護需要（法制度含む）について説明できる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	ガイダンス（授業の目標と進め方、成績評価の説明、諸注意等） 高齢者の特性（社会的・身体的・精神的理解）			
第2回目	我が国の少子高齢社会の現状と動向・課題			
第3回目	高齢者福祉の発展			
第4回目	高齢者支援の関係法規①（高齢者保健福祉の法体系、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律）			
第5回目	高齢者支援の関係法規②（高齢者虐待防止法・その他の関係法規）			
第6回目	高齢者を取り巻く諸問題			

第7回目	介護保険制度の基本的枠組み①（介護保険制度創設の目的と理念）	
第8回目	介護保険制度の基本的枠組み②（保険者と被保険者）	
第9回目	介護保険制度のしくみ①（要介護認定のしくみとプロセス）	
第10回目	介護保険制度のしくみ②（保険給付）	
第11回目	介護保険制度のしくみ③（介護報酬、地域支援事業）	
第12回目	介護保険制度のしくみ④（介護保険事業計画、サービスの質を確保するためのしくみ）	
第13回目	高齢者を支援する組織と役割	
第14回目	「地域包括支援センターの活動～社会福祉士の立場から」【レポート課題：提出15回目】 外部講師：大森紘一氏（社会福祉士）所属：姿川南部地域包括支援センター	
第15回目	前期のまとめと国家試験対策	
事前・事後学習	事前学習：授業スケジュールを確認し、テキストの該当ページを読んでおくこと。 事後学習：授業での学びを踏まえ、テキスト・メディア・新聞などを通じ、高齢社会の課題について検討すること。	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度	30%	以下の視点で評価する。履修上の留意点を遵守し、遅刻なく、準備を整え授業に臨み、必要なことはノートを取り、学んでいること。講義・演習に積極的に取り組んでいること。
レポート	10%	第14回目のレポートを評価する。S評価は、授業で学んだことを用いながら、自分なりの考えが述べられていること。要項に従って作成され、締切までに提出されること。
調査報告書		
小テスト		
試験	60%	選択形式、穴埋め、記述式等で出題し、知識及び内容の理解を確認する。記述式のS評価は、高齢者を取りまく社会や制度について、授業で学んだ知識を用いて考察できていること。
発表内容（態度含む）		
その他		
教科書と参考図書		
『社会福祉士講座 高齢者に対する支援と介護保険制度 第6版』社会福祉士養成講座編集委員会/中央法規		
履修上の留意点・ルール		
私語、携帯電話の使用を禁止する。授業に関係ないもの（携帯電話、食物、飲物、化粧品、手帳）はかばんにしまうこと。配付資料のデジタル化禁止。他人に迷惑をかける行為があった場合には、退出させることがある。		